

かつしか 区議会だより

第2回定例会

6月	3日	本会議（一般質問等）
	4日	本会議（一般質問、議案の付託等）
5～7日・10日		常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
12～14日		特別委員会（地方分権・行革、危機管理対策、都市基盤整備）
18日		議会運営委員会
19日		本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

NO.215 平成25年（2013年） 7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



あじさい（水元公園）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書を可決

今回の定例会では、11名の議員から区政一般質問が行われ、また、平成25年度一般会計補正予算第1号をはじめとする議案2件が可決されました。

今回の定例会では、11名の議員から区政一般質問が行われ、また、平成25年度一般会計補正予算第1号をはじめとする議案2件が可決されました。

可決された意見書（要旨）

今回の定例会では次の意見書2件を可決し、関係機関に送付しました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

去る4月26日に政府から提出された、障害者基本法第4条の規定を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（通称…障害者差別解消法案）」は、これまでの国における取り組みの集大成とも言え、多くの障がい者や関係者から同法の早期施行が求められるとともに、同法の施行により我が国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなるものである。

よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く求める。

- ① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期成立・施行を図り、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めること
- ② 本法案制定後、本法律に基づき、政府全体の方針として定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに同方針に即して行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」については、障がい者や関係事業者等の意見を最大限尊重し、十分に反映したものとすること
- ③ 障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること

誰もが地域の学校で学べる教育環境の整備を求める意見書

政府及び東京都に対し、次の項目の実施を強く求める。

- ① 各学校における特別支援学校教諭免許状の保有率を高めること
- ② 特別支援教育に関する一定の知識・技能は、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等によって基礎的な知識・技能の向上を図ること
- ③ 特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の活用を図ること
- ④ 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築すること
- ⑤ 関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のためのネットワークを形成し、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等と適切に連携すること

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞い等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。